

平成 14 年 8 月 8 日

各 位

株式会社 朝日ラバー  
代表取締役社長 伊藤 巖  
(登録銘柄 コード番号 5162)  
問い合わせ先  
取締役管理本部長 中沢 章二  
TEL 048 - 650 - 6051

## ストックオプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

平成 14 年 8 月 8 日開催の当社取締役会において、当社第 32 期定時株主総会で承認されました商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づきストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際しての払込価額、その他未定の部分は、当該新株予約権の発行予定日である平成 14 年 8 月 26 日に決定する予定です。

### 記

- |                              |  |
|------------------------------|--|
| 1. 新株予約権の発行日                 | 平成 14 年 8 月 26 日を予定  |
| 2. 新株予約権の発行数                 | 438 個  |
| 3. 新株予約権の発行価額                | 無償   |
| 4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数       | 当社普通株式 219,000 株<br>(新株予約権 1 個につき目的となる株式の数 500 株)  |
| 5. 新株予約権の行使に際しての払込価額         | 未定   |
| 6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 | 未定   |
| 7. 新株予約権の行使期間                | 平成 16 年 7 月 1 日(木)から平成 19 年 6 月 30 日(土)までとします。ただし、行使期間の最終日が当社の休日のあたるときは、その前営業日を最終日とします。  |
| 8. 新株予約権の行使の条件               | (1)新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社ならびに当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要するものとします。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。<br>(2)新株予約権の譲渡及び質入れその他一切の処分は認めないものとします。<br>(3)新株予約権に関するその他の細目については、当社と新株予約権者の間で締結する新株予約権割当契約書の定めに従うものとします。 |
| 9. 新株予約権の消却事由及び条件            | (1)当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、当該新株予約権の全部を無償で消却することができるものとします。   |

(2)新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなくなった場合には、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で消却することができるものとします。

10. 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価額のうちの資本組入額

未定

11. 新株予約権の行使請求の受付場所

株式会社朝日ラバー 管理本部総務部

12. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所

株式会社東京三菱銀行 大宮支店

13. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとします。ただし、本件新株予約権がストックオプションを目的として発行されるものであることならびに、新株予約権者が新株予約権の行使時の非課税処置の適用を受け得ることを要することに鑑み、新株予約権割当契約書において、譲渡できないことを規定するものとします。

14. 申込の勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役、監査役、従業員及び当社子会社の取締役及び従業員合計 233 名

割当ての対象となる者は以下のとおりであります。

割 当 対 象 者	人 数	割当新株予約権数
当社取締役	合計 6名	合計 12個
当社監査役	合計 3名	合計 6個
当社従業員	合計 214名	合計 400個
当社完全子会社の取締役	合計 3名	合計 6個
当社完全子会社の従業員	合計 7名	合計 14個
	総合計 233名	総合計 438個

【ご参考】

(1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日

平成 14 年 5 月 28 日

(2) 定時株主総会の決議日

平成 14 年 6 月 26 日

以 上